

●参加表明等に関する質問への回答

質問No.	質問箇所		質問内容	回答
1	実施要領	P8、 9	担当技術者を複数配置した場合の資格及び業務実績の評価点の取り扱いが実施要領に記載されていません。 最高点者の一人のみを評価なのか参加表明書に記載した全担当技術者の評価点の平均点なのか、それともそれ以外の評価方法かがはっきりしません。ご教示いただけますでしょうか。	担当技術者を複数配置した場合は、評価項目の内、「配置予定担当技術者の能力及び経験等：技術者資格等：技術者の資格等」、「配置予定担当技術者の能力及び経験等：専門技術力：業務執行技術力」については、各項目で最高点者が一人だけ評価されることとなります。 例えば、担当技術者A、Bを配置した場合、ケース1として、Aが「技術者の資格等」及び「業務執行技術力」の2項目で最高点者であれば、担当技術者Aだけが評価対象となります。 ケース2として、Aが「技術者の資格等」で最高点者、Bが「業務執行技術力」の最高点者であれば、担当技術者A及びBがそれぞれの項目で一人だけ評価されることとなります。 よって、ケース1とケース2は、どちらも同じ評価点となります。
2	実施要領	P8	技術者の手持ち業務の具体的な制限内容（例：契約金額5億円以上、件数10件以上は評価しない）について教えていただけますでしょうか。また、対象の手持ち金額は全履行期間の金額か、それとも今年度分の月割り金額でしょうか？	対象の手持ち金額は、原則、全履行期間の金額とします。ただし、債務負担行為や繰越等において、既に部分検査等を受け、出来形又は支払い額等が確認できる資料等（検査結果通知書等）の写しを提出できる場合は、その部分の額については、手持ち金額から除くことができることとします。 手持ち業務の具体的な制限内容等については、No.3の回答を参考にしてください。
3	実施要領	P8	業務実施体制の妥当性の評価で、"妥当性がある"という評価と"やや妥当性がある"とありますが、その具体的基準（手持ち業務の件数など）を教えてください。	業務実施体制については、様式7を総合的に判断し、評価を行うものですので、具体的な判断基準について回答は差し控えさせていただきますが、評価を行う際に、手持ち業務につきましては、契約の合計金額は5億円以上かどうか、契約の件数は10件以上かどうかを1つの判断基準とします。
4	公告文	P 2	鉄道駅に隣接したベデストリアンデッキ（人工地盤）の予備設計又は詳細設計業務とあるが、修正設計も認められるでしょうか。	修正設計は実績に含まないものとします。